

# 4月から介護保険制度が変わります

平成12年度にスタートした介護保険制度。施行後5年が経過し、全国的な課題として、軽度認定者（要支援、要介護1）の急増、また介護サービスの利用にともなう給付費の増加などが挙げられています。

このような状況を背景に、「制度の持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」を基本として、介護保険制度が今年4月（18年度）から次のとおり見直されます。

このたびの制度改正は、できる限り介護が必要な状態にならないようにするための予防サービスの充実が図られるなど、主に軽度認定者や要介護・要支援となるおそれのある人に対するサービスの重点を置いた内容となっております。現在の要介護区分は下図のとおり改定されます。

また、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう、日常の中で自分ができることを一緒

に見つけ、そのことが、実際にできるためのサービスの計画を作ったり、本人や家族などからのさまざまな相談を受けるなどのサービスを行う「地域包括支援センター」が、新たに設置されることとなります。（左図参照）

本市では、このセンターを市内3カ所に設置し、現在の「在宅介護支援センター」は、相談取り次ぎの窓口としていく予定です。

## 新しい介護保険の全体像

